

なお、当該農事組合法人が本日から2月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和 8 年 1 月 26 日

大阪府知事 吉村 洋文
記

農事組合法人グリーンパーク堀河
大阪府泉南市信達葛畑380番地
農事組合法人倭牛畜産

大阪市平野区加美正覚寺三丁目1番52号

農業協同組合法第73条第4項
で準用する法第64条の2の届
出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から5年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、2箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の2で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本日から2箇月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和 8 年 1 月 26 日

兵庫県知事 齋藤 元彦
記

農事組合法人ふるとと西谷
宝塚市玉瀬字前田19—1
農事組合法人姫路地区生花栽培生産組合
たつの市神岡町寄井字西殿岡1059番地3

会社法の理の公告

解散公告

前記で、令和七年十月十日株主総会の決議により解散したもので、本会社に債権を有する方
は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出
をされたい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か
ら除外します。

令和八年一月二十六日
北海道旭川市端町六条十丁目一番九号
有限会社マリアート
清算人 高尾 光雄

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年一月二十六日

岩手県盛岡市前九年三丁目一三番三号

有限会社三共機器
清算人 鷹野 達也

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年一月二十六日

仙台市若林区鶴代町三番六五—一号

有限会社宮城電装
清算人 花田 よね子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年一月二十六日

山形県米沢市松が岬一—四—二四—二

合同会社のおそび
代表清算人 安部 憲人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年一月二十六日

山形県飽海郡遊佐町菅里字十里塚一九三番
四九九
庄司建設工業株式会社
代表清算人 庄司 茂正

農業協同組合法第73条第4項
で準用する法第64条の2第1
項の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から5年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、2月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の2で定めるところにより、大阪府知事に、その旨の届出をされたい。